三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金交付要綱

令和８年４月２日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市のゼロカーボンシティを実現するとともに、災害時のレジリエンス機能を強化するため、市民が省エネルギーを促進する目的で電気自動車等を購入する者に対し、予算の範囲内で三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、三郷市補助金等の交付規則（昭和５３年規則第８号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象）

第２条　補助金の補助要件及び補助金の額は別表のとおりとする。

２　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）への補助金の交付回数は、１人につき１回を限度とし、過去にこの補助金を受けていないこと。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市税等（市民税及び県民税、固定資産税（都市計画税を含む）、軽自動車税、国民健康保険税並びに延滞金をいう。以下同じ。）を完納していること。

(3) 災害時等に、自治体等から取得した電気自動車等の貸与等の要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。

(4) はじめて、電気自動車又はプラグインハイブリッド車を購入するかた。

(5) 電気自動車又はプラグインハイブリッド車に乗り換えを目的に購入するかた。（ガソリン車等に限る。）

（補助金の交付申請）

第４条　補助対象者は、補助対象の納車前に三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象となる住宅の所在地を示す案内図

(2) 補助対象の規格等がわかる資料（カタログ等）

(3) 別表の一般社団法人次世代自動車振興センター（ＮｅＶ）において、補助対象として指定されたものがわかる資料

(4) 補助対象に係る費用の内訳がわかる見積書又は契約書の写し

(5) 乗り換えの場合、自動車検査証の写し

(6) 市税等を滞納していないことが証明できる書類（市税等納付状況調査同

意書（様式第２号）を含む。）
(7) 住民票の写し（原本）
(8) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）
第５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。
（補助事業の変更等）
第６条　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定に係る内容を変更しようとするときは、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金計画変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。
２　補助決定者は、当該交付決定に係る内容を中止し、又は廃止しようとするときは、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金計画（中止・廃止）申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。
３　市長は、前２項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金計画変更等（承認・不承認）決定通知書（様式第６号）により、補助決定者に通知するものとする。
（実績報告）
第７条　補助決定者は、補助対象の納車後３０日以内又は補助金の交付申請年度の３月１６日のいずれか早い日までに、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
(1) 補助対象の保管状況及びナンバーを含めて全体を撮影した写真
(2) 補助対象費用の領収書の写し及び費用の内訳が分かる書類
(3) 自動車検査証の写し
(4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付額の確定）
第８条　市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の交付額を確定し、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金交付額確定通知書（様式第８号）により、補助決定者に通知するものとする。
（補助金の請求）
第９条　前条の通知を受けた補助決定者は、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金請求書（様式第９号）により、補助金を請求するものとする。
（財産処分の制限）
第１０条　前条の補助金を交付された補助決定者は、補助対象を第８条の規定により補助金の交付額が確定した日から起算して３年経過する日までの期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　補助決定者は、前項の期間内に正当な事由により、補助対象を処分する必要が生じたときは、あらかじめ三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金処分承認申請書（様式第１０号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付決定等の取消）

第１１条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助決定者が、この要綱に違反した場合

(2) 補助決定者が、補助金を目的外に使用した場合

(3) 虚偽の申請により補助金が交付された場合

（補助金の返還）

第１２条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、補助金の全部又は一部の返還を請求できる。

２　市長は、補助決定者が、第１０条第２項の規定による承認を受けて補助対象を処分したときは、交付された補助金の全額又は一部について返還を請求することができる。

（状況報告等）

第１３条　市長は、補助決定者に対し、市が取り組む省エネルギーに関する調査等について協力を求めることができる。

（重複受給）

第１４条　補助決定者は、この要綱による補助対象に関し、他の同様の目的で交付される補助金等と重複して受給することができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱の廃止）

２　三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱（平成２３年６月８日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定により補助金の交付を受けた者は、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けたものとみなす。

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年５月１日から施行する。